

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	福祉保健部医務課
契約締結年月日	令和7年4月1日
契約者名	公益社団法人山梨県看護協会
契約名	看護職員確保・定着促進コーディネーター事業委託契約
契約金額 (税込み)	6,479,574円
随意契約理由	<p>本事業は、各医療機関が抱えている看護職員の離職防止・定着促進に関わる課題の解決のために、知識や経験豊かな看護職をコーディネーターとして派遣し、改善策の助言を行い、実施を伴走支援する事業である。</p> <p>この事業を実施するためには、コーディネーターにふさわしい人材を確保できること、県内看護職の離職・復職に関する調査や分析する機能や求人・求職情報を有していることが必要であり、県内では公益社団法人山梨県看護協会のみが該当する。</p> <p>なお、平成4年6月に制定された、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第14条の規定により、都道府県では看護職員の確保及び就業促進等を内容とするナースセンター事業の委託を前提として、都道府県ナースセンターを指定（各都道府県に1箇所）できることとなり、山梨県では、平成5年度より公益社団法人山梨県看護協会を山梨県ナースセンターとして指定し、現在まで看護職員の確保・就業促進等の事業の委託を行っている。</p> <p>以上のことから、看護職人材を把握し、ナースセンターの指定を受けている山梨県看護協会が、本事業を適正かつ確実に行うことができる唯一の団体であるため、地方自治法第167条の2第1項2号の規定により、公益社団法人山梨県看護協会（山梨県ナースセンター）に事業を委託することとし、随意契約を締結することとしたい。同理由から山梨県財務規則第137条第3項により、見積合せを省略することとする。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号